

各自治体からの質疑事項等

平成30年2月28日（水）

全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議

【質疑・要望等事項】

食品衛生法の改正（案）について

【内容（具体的に）】

食品衛生法の改正内容（許可制度の改正、HACCP義務化、器具容器包装のポリリス化、食品輸出事務の法制化等）について、今後のスケジュールも含め、細かなところを示されたい。

【回答】

平成30年1月16年に「食品衛生法改正骨子案」をお示しし、同月19日より、パブリックコメントを行った。

今後は、政府部内、与党等と調整し、法律案の更なる具体的内容を固め、今通常国会への法案の提出を行っていきたい。

今後、進捗状況については、可能な限り情報提供してまいりたい。

なお、個別の改正項目に関する施行日については、2020年を念頭においている（法律の公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）が、例えば、

- ・ 広域的な食中毒事案への対応強化のように、時間の要する準備を伴わず、速やかに実施する必要があるものは、2019年（法律の公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）
- ・ 営業届出制度の創設や、食品リコール情報の報告制度の祖巢悦等のように自治体等での準備が必要なものは、2021年（法律の公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）

ということを想定している。

【質疑・要望等事項】

- ①食品衛生法、関係政令省令の改正等のスケジュール案
- ②上記の改正内容の具体的な骨子
- ③食品営業許可及び届出の見直しに伴う歳入確保及び業務増分の地方交付税措置

【内容（具体的に）】

【回答】

①について、食品衛生法の改正に当たっては、平成 30 年 1 月 16 年に「食品衛生法改正骨子案」をお示しし、同月 19 日より、パブリックコメントを行った。

今後は、政府部内、与党等と調整し、法律案の更なる具体的内容を固め、今通常国会への法案の提出を行っていききたい。

今後、進捗状況については、可能な限り情報提供してまいりたい。

②について、食品衛生法の改正骨子案については、前述のとおり、本年 1 月にお示しをしているところである。

(URL) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000191217.html>

③について、届出制度を創設した場合には、地方自治体や事業者の業務負担増となることが予想されることから、これらを踏まえて、申請・届出における手続を電算化し、事業者、地方自治体の事務負担を軽減するとともに、届出項目についても最低限の項目とすることとしている。また、財政措置については、今後検討してまいりたい。

広島県

【質疑・要望等事項】

食品衛生法の改正に係る要望について

【内容（具体的に）】

食品衛生法の改正に当たっては、進捗状況も含めて自治体への随時の情報提供をお願いしたい。また、改正案文や施行通知（案）等については、可能な限り自治体へも照会していただく機会を設けてほしい。

【回答】

平成 30 年 1 月 16 年に「食品衛生法改正骨子案」をお示しし、同月 19 日より、パブリックコメントを行った。

今後は、政府部内、与党等と調整し、法律案の更なる具体的内容を固め、今通常国会への法案の提出を行っていきたい。

今後、進捗状況については、可能な限り情報提供してまいりたい。

また、法改正に伴い、関係政省令等の整備を行っていくに当たっては、自治体の御意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施してまいりたいと考えている。

【質疑・要望等事項】

器具・容器包装及びおもちゃに係る表示基準の制定について

【内容（具体的に）】

厚生労働省において、食品用器具及び容器包装の規制に関して、ポジティブリスト制度の導入が検討されているが、表示基準の制定について検討しているか示されたい。現在、器具・容器包装に関しては製造年月日や飲食の用に供するものであるかについて表示義務はなく、そのため、規格基準改正の前後に製造され、又は輸入される器具・容器包装に対して、適用すべき基準を客観的に判断するための情報がないことから、その対応に苦慮している。

【回答】

表示基準の設定については、消費者庁の所管であり、消費者庁において、ポジティブリスト制度を踏まえ、消費者に適切な情報を提供できるよう、どのような表示が必要かについて、今後検討を行うものと聞いている。

なお、ポジティブリスト制度導入に当たっては、同制度の適合品であることを、使用する事業者、消費者が確認しやすい方法について、器具容器包装製造事業者の取組等を参考に、今後検討することとしている。

【質疑・要望等事項】

HACCP の制度化について

【内容（具体的に）】

H30 年の法案提出後の HACCP の制度化に係るロードマップや基準 A、B の判断を示してほしい。

【回答】

制度の円滑な導入が可能となるよう、必要な準備等の期間を設けるとともに、政省令等の下位法令の検討に当たっても、パブリックコメントを実施するなど、関係者の意見等を十分踏まえながら、具体的な規制の見直しを行っていくこととしている。

基準 A は、コーデックスのガイドラインに基づく HACCP の 7 原則を要件とする基準を原則としており、基準 B については、コーデックス HACCP の 7 原則の弾力的な運用可能とし、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理を求めるものとしている。

基準 B については、①小規模な製造・加工事業者、②併設された店舗で小売り販売のみを目的とした菓子や豆腐などを製造・加工する事業者（※ 1）、③提供する食品の種類が多く、頻繁に変える飲食店等の業種（※ 2）、④低温保存が必要な包装食品の販売等一般衛生管理のみの対応で管理が可能な業種などを想定しているが、基準 A 及び B の具体的な対象業種等については、業界の実態等を踏まえ、検討することとしている。

具体的な取扱いについては、検討後、速やかにお伝えしたい。

※ 1 : 菓子の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売、豆腐の製造販売等

※ 2 : 飲食店、給食施設、そうざい・弁当の調理等

千葉県 ①

【質疑・要望等事項】

HACCP 基準 A・B の線引きについて

【内容（具体的に）】

HACCP 基準 A・B の規模（従業員数、品質管理担当者の有無等）について、平成 29 年 11 月の時点で「今後業界と協議検討していく」とのことであったが、現時点の検討状況を可能な範囲で御教示いただきたい。

【回答】

今般の HACCP の制度化は、原則として、全ての食品等事業者に衛生管理を求めるが、基準 B については、コーデックス HACCP の 7 原則の弾力的な運用可能とし、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理を求めるものとしている。

基準 B の対象については、①小規模な製造・加工事業者、②併設された店舗で小売り販売のみを目的とした菓子や豆腐などを製造・加工する事業者（※1）、③提供する食品の種類が多く、頻繁に変える飲食店等の業種（※2）、④低温保存が必要な包装食品の販売等一般衛生管理のみの対応で管理が可能な業種などを想定しているが、基準 A 及び B の具体的な対象業種等については、業界の実態等を踏まえ、検討することとしている。

また、衛生管理は、食品の品質管理を選任とする従事者の有無といった要素も大きく関与することから、現在、従業員数及び品質管理担当者数の調査を実施し、検討している。

※1：菓子の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売、豆腐の製造販売等

※2：飲食店、給食施設、そうざい・弁当の調理等

【質疑・要望等事項】

HACCP 基準 B 手引書について

【内容（具体的に）】

平成 29 年末に、小規模飲食店・食品添加物製造業以外の約 10 業種の技術検討会で、基準 B 向けの手引書最終案が決定される、と認識しているが、確定版（公表版）はいつ頃出るか。次年度に入り次第、事業者向けの衛生講習会等に活用したいため、可能な限り今年度内の確定・公表をお願いしたい。

【回答】

食品衛生管理に関する技術検討会での指摘を踏まえ、現在、作成団体と調整を行っており、速やかに情報提供できるよう支援してまいりたい。確定次第、順次公表を行っていくため、今後、講習会等に活用いただくとともに、必要に応じて地域の団体等と協力して、事業者への導入支援等にも活用いただきたい。

【質疑・要望等事項】

HACCP（ハサップ）による衛生管理の制度化について

【内容（具体的に）】

衛生管理に関する計画を定め、遵守しなければならないこととするとして、食品事業者に HACCP の導入を義務付けているが、適正な計画を定め、遵守していることを、誰が、どのタイミングでどのような手法でチェックするのか？

厚労省はこれまで、本件については、営業許可条件等とはリンクしないと説明しているようであるが、十分な準備期間を設けた上で、営業許可申請時や営業の届け出時に衛生管理計画書提出させるなど、ある程度強制力を持たせた制度にしていかないと実効があがらないのではないかと考える

【回答】

営業開始前の営業許可申請時において、管理運営基準に係る事項である衛生管理計画の策定を許可の要件とするのは難しいと思料するが、定期的な立ち入り検査、許可更新等を通じて確認・指導いただきたい。なお、制度化直後については、取締りではなく、衛生管理計画の作成及び実施について、導入支援を重点的に行っていただきたい。

【質疑・要望等事項】

営業許可制度の見直し、営業届け出制度の創設について

【内容（具体的に）】

・ 基本的な考え方の確認であるが、地方自治体が地域の実情に応じて、条例で定めている営業許可施設基準を、全国一律の共通基準として省令で定める方針のようであるが、権限委譲など地方分権、地域主権の流れに逆行するのではないかな？

許可営業施設の最低基準案を通知することにとどめ、見直し後の業種についても従来どおり、条例で基準を定めることができることを要望する。

・ 全ての自治体は、許可申請手数料を徴収しているが、営業許可業種の見直しにより、見直しの内容にもよるが、歳入減になることが予想される。食品衛生法改正懇談会では、許可業種の見直しに当たっては自治体への財政面等での影響に配慮するとされているが、具体的にはどのような配慮がなされるのか？

あらたに創設される営業届け出制度についても、自治体の収入として手数料が徴収できるなどなどの配慮をお願いしたい。

・ 国が構築する全国共通の基盤の電子申請システムとして運用を想定している「食品衛生申請等システム」については、自治体の既存システムに留意したものにする必要があるとされているが、具体的にどのように留意して構築するのか？

・ 平成 30 年 1 月 16 日付け「食品衛生申請等システム（仮称）の整備について（依頼）」は、自治体の既存システムとは接続しない、手数料納付についてはシステム化しない、システム開発費は国が負担するが、ランニングコストについては、一方的に自治体に負担をお願いするなど、全く留意・配慮がなされていない。

・ 既存システムも大規模にカスタマイズした上で、国のシステムと並行運用することとなり、自治体にとっては、必要経費が大幅に負担増となり、負担軽減にはならないのは明白である。

また、食品事業者にとっても、事前の図面審査相談、手数料納付のため、保健所へ足を運ぶ必要があり、負担軽減とは言えず、高い利用率にはならないのではないかな？

・ 法改正の詳細が決定していない段階で、システム開発が先行することは、後でシステムの修正が必要になる可能性が高く、修正費用も高額になり、税金の無駄遣いと言われかねないのではないかな？

・ 全国共通のシステムを運用するのなら、危機管理の視点では、どこかの自治体でテスト運用を行なった後に全国に広げないと、トラブル続発で業務がマヒしてしまい、大混乱になることが想定される。

新しい業務の流れの詳細が決定した時点で、どの業務をシステム化するかを自治体の意見を尊重しつつ決定したほうがスムーズに行くと考える。

・ システムの詳細に関する意見は別途回答する予定であるが、不備が多

い。このため、国のシステム開発担当者が、複数の自治体のシステムを見学に行ったうえで、自治体に対して説明会を開催し、自治体の意見要望をふまえたうえでシステム開発に着手すべきである。大改正であるため、システム化を急ぐ必要はないと考える。

・自治体にとって、国が導入しようとしているシステムについて、メリットがないと判断したときに、当該システムには参加しないという選択肢も検討しているが、法的に問題はないか？

・今回の一連の法改正の国の手法はいささか強引ではないか。もっと自治体の意見・要望に対して耳を傾けるべきである。改正内容についても、5年程度の十分な準備期間を設定したうえで、HACCPの制度化を最優先とするなど優先順位をつけて施行に向けた準備をお願いしたい。

【回答】

・これまで、許可の基準が各都道府県等で異なる場合があり、事業者の負担になっているとの指摘がされており、これらを踏まえて、許可対象業種の区分の見直しとともに、現在、条例で定めている施設基準についても見直しを行い、省令で参酌基準を示すことを検討している。参酌基準については、合理的な理由や必要性がなく参酌しないことは、できないものとする。なお、省令で参酌基準を規定した場合においても、地域の特性等を考慮し、合理的な理由のあるものについては、これまで同様に条例で補うことを妨げるものではない。

・現行の許可制度を制定した当時と比較し、食品の流通形態も、広域化・集約化するなど、大きく変化しており、現行の制度が実態と合わないことにより、複数の営業許可を要する場合があるなど、実態にあった許可制度の見直しが必要になる。現在一つの施設で複数の営業許可を取得している施設や大規模な施設など、審査に必要な期間、手間等も勘案して、どのくらいの手数料が妥当か試算方法をご検討いただきたい。

・届出制度の創設に伴い、事業者からの届出が急激に増加することが予想されることから、全国統一的なシステムの構築を検討している。システムについては、現在設計している段階であり、ご指摘の自治体が運用しているシステムとの互換性、メンテナンス費用やセキュリティ等を考慮しつつ、自治体のご意見を踏まえながら開発を進めることとしている。

・法改正については、十分な準備期間を設ける予定としており、皆様の過大な負担とならないよう検討を進める予定としている。

(システム構築に向けたスケジュール案)

- | | |
|------------------------|--------------|
| ・平成 29 年度～平成 30 年度前半 | 仕様書作成・調達予定 |
| ・平成 30 年度後半～平成 31 年度前半 | システム開発に着手予定 |
| ・平成 31 年度後半～ | テスト運用等開始 (※) |

※営業許可・届出機能は、法施行日までテスト運用食品リコール情報管理機能は、法施行日までは現行で自治体が行っている登録・公表事案について本システムを任意で活用。

栃木県

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システムについて

【内容（具体的に）】

当該システムの導入に当たっては、自治体の人的、財政的な負担が過度にならないよう配慮願いたい。

【回答】

システムの導入に当たっては、平成 30 年 1 月 16 日付け薬生食監発 0116 第 1 号の「食品衛生申請等システム（仮称）の整備について」にて各自治体の意見を踏まえながら開発を進めるとともに、自治体の人的、財政的な負担については、可能な限り地方負担軽減を図れるよう地方交付税などの措置も併せて要求していきたいと考えている。

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システム（仮称）の整備について

【内容（具体的に）】

平成 30 年 1 月 16 日付け薬生食監発 0116 第 1 号の「食品衛生申請等システム（仮称）の整備について」において、運用費用は都道府県等が負担する予定との考え方が示されたが、その額はどの程度か。なお、国により運用が義務付けられるシステムであることから、必要なランニングコストについても国が負担すべきと考える。また、開発にあたり、自治体の意見を聞いた上での制度設計をしておらず、現状の計画では運用に重大な支障をきたすことが想定される。各自治体で使用しているシステムとの互換性が検討されないまま国が新たな開発を進めており、それに伴う自治体システムの改修費用が多額になることが想定され、それを各自治体が負担しなければならないこととなっている。そのため、新たなシステムの開発にあたっては、自治体との十分な協議の上で設計し、十分な並行稼働期間を設けた上での計画をしていただきたい。

【回答】

運用費用は、恒久的に必要なランニングコストであることや一部事務については手数料が徴収されていること等から、都道府県等に一部負担をお願いしたい。費用負担割合及び負担額については、平成 31 年度予算のシステム運用経費の査定結果が反映されることとなるが、要求段階から情報共有する予定である。また、負担額については、可能な限り地方負担軽減を図れるよう地方交付税などの措置も併せて要求していきたい。

なお、システムの開発に当たっては、平成 30 年 1 月 16 日付け薬生食監発 0116 第 1 号の「食品衛生申請等システム（仮称）の整備について」にて各自治体の意見を伺っているところであり、意見を踏まえて開発を進めることとしている。

（スケジュール案）

- | | |
|------------------------|-------------|
| ・平成 29 年度～平成 30 年度前半 | 仕様書作成・調達予定 |
| ・平成 30 年度後半～平成 31 年度前半 | システム開発に着手予定 |
| ・平成 31 年度後半～ | テスト運用等開始（※） |

※営業許可・届出機能は、法施行日までテスト運用

食品リコール情報管理機能は、法施行日までは現行で自治体が行っている登録・公表事案について本システムを任意で活用。

【質疑・要望等事項】

自動車による食品の移動販売に関する取扱いについて

【内容（具体的に）】

平成 29 年 11 月 6 日付け薬生食監発 1106 第 2 号により通知があった件について、現在検討されている食品衛生法改正に併せて、以下の内容を盛り込む方向で検討されているかご教示願いたい。

1 複数の県等にまたがって自動車による食品の移動販売やイベント等における臨時的な営業を行う場合、営業所等所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行うこと

2 自動車による食品の移動販売を含む、包装した食品のみを取り扱う業態において、流水式手洗設備の設置の省略を可能とすること

【回答】

営業許可制度の見直しについては、現状の食中毒リスクに応じたものにする等の、合理性のある一定の判断基準を設けた上で、実態に応じた取扱いとなるよう検討することとしていることから、移動販売も含めた販売業の取扱いについては、今後、整理することとしている。

臨時営業については、地域の特性を踏まえ、各都道府県等により個別に対応いただくことを検討している。

【質疑・要望等事項】

複数地域での移動販売実施に関する営業許可水準の平準化について

【内容（具体的に）】

自治体ごとの営業許可を不要とするためには、国の積極的な対応や調整が必要と思われるので、移動販売に関する同許可の平準化な水準を示す等の対応をお願いしたい。

【回答】

営業許可については、これまで、許可の基準が各都道府県等で異なる場合があり、事業者の負担になっているとの指摘がされていることから、これらを踏まえて許可制度全体の見直しとともに、現在条例で定めている施設基準についても見直しを行い、省令で参酌基準を示すことを検討している。

営業許可制度の見直しについては、現状の食中毒リスクに応じたものにする等の合理性のある一定の判断基準を設けた上で、実態に応じた取扱いとなるよう、移動販売についてもその対象とするかどうかを含め、今後、検討することとしている。

【質疑・要望等事項】

食品衛生法等の改正骨子案について

【内容（具体的に）】

食品リコール情報の報告制度の創設について

報告対象が食品衛生法に違反をした場合等に限定されているということは、食品表示法違反でアレルギー表示漏れなどのリコールについては、対象外ということか？国民目線で言えば、食品表示法違反で健康被害の可能性のある案件については、当然対象とすべきであり、国として集約し、一本化してわかりやすい仕組みとしていただきたい。本件については、厚労省・消費者庁・農水省が横断的に調整する必要があると考える。

【回答】

食品リコール情報の報告制度の対象は、食品衛生法に違反をした場合等を対象としているが、消費者保護の観点からは、食品表示法に違反した場合等にも、同様の仕組みが必要であると考えられる。食品表示法の所管庁である消費者庁は、食品衛生法と同様の改正を行う考えがあると聞いており、連携して進めて行きたいと考えている。

【質疑・要望等事項】

住宅宿泊事業法における食事提供について

【内容（具体的に）】

住宅宿泊事業法において、家主が宿泊利用者に食事を提供するケースが想定されており、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）において、食事を提供する場合は、食品衛生法に従うことが必要と記述されています。食事を提供する場合は食品衛生法の許可基準は、各都道府県において条例で規定されておりますが、現行のままでは、施設基準や居宅との区別等の基準をクリアできない場合、住宅宿泊事業法の宿泊施設における営業の許可が困難なケースが想定されます。住宅宿泊事業法における食事提供と食品衛生法上の許認可との関わりについて、国の考え方、今後の方針を示されたい。

【回答】

個別具体的なケースにおける許可の要否については、サービス提供の実態を踏まえて都道府県知事等において判断していただいていると承知している。

住宅宿泊事業法において、家主が宿泊利用者に食事を提供する実態等については具体的な事例の情報等が少ないことから、引き続き、情報収集に努めたいと考えており、事例について情報提供いただきたい。

【質疑・要望等事項】

輸入者に対し調査・措置等すべき自治体について

【内容（具体的に）】

輸入届出者住所（登記上の主たる事務所所在地等）が当区にある法人が輸入した食品に、添加物使用基準違反疑いや、異物混入等があった場合の調査について、当区に調査依頼が来るが、当該住所地には法人の社屋もなく、当該法人の職員も居ないため、輸入者のホームページ等で連絡先を把握した上で、遠隔地の自治体に所在する実質上の本店機能を有する事務所に対し電話、メール、FAX等を利用して調査を行っている。

食品表示法の場合、食品表示法執行マニュアルでは、衛生事項の法に基づく措置権限は、主たる事務所所在地を管轄する自治体となるが、登記上の本店所在地に職員を配置していない（無人倉庫など）社屋を有しない（空き地）など、実質的な業務機能が無い場合は、事実確認の上、本店機能を有する事務所を主たる事務所とみなし、当該事務所の措置権限を有する機関が措置を行うとある。

食品衛生法違反（疑い）事例についても、輸入者の登記上の所在地に職員配置や社屋等が無い場合は、事務所立ち入り、食品関係事業者の来所、違反品（苦情品）受け渡し確認等、効率性の観点も含め、実質上の本社機能を有する事務所等が所在する自治体が調査、措置を行うべきと思うが、見解を示されたい。

【回答】

食品衛生法第27条に基づき届出された輸入食品に係る違反等については、国内通関済みの場合、当該届出の輸入者住所に基づき、所管する自治体に監視等依頼をしているところであるが、実質的な業務等を別の事業所で行っている場合など、必要に応じて、所管する自治体と調整の上、監視、協力等を依頼していただきたい。

【質疑・要望等事項】

食品衛生法の権限を行使できる範囲について

【内容（具体的に）】

食品衛生法第 28 条の臨検等や、第 52 条、第 54 条等の行政処分は、都道府県知事等の権限に関する規定ですが、その権限を行使できる範囲は、地方自治法第二条の規定に基づき、当該地方公共団体の区域のみであると考えてよろしいでしょうか。また、「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」（昭和 42 年 3 月 3 日）では営業許可について営業所等の所在地以外の管轄区域では改めて当該都道府県知事の許可を要する」とされています。これは、上記の考え方に照らし、地域住民を相手に営業する場合については、その地域の食品衛生に関する事務として当該地方公共団体の事務に位置付けられるためと考えてよろしいでしょうか。

【回答】

地方公共団体は、その区域において事務を処理することとしているが、必要に応じて他の地方公共団体と適切に連携してその事務を処理する必要があるものとする。

昭和 42 年 3 月 3 日付け環乳第 5016 号「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について」第 3 の 1（ウ）において、営業所等所在地以外の都道府県等の管轄区域にも移動して営業を行う場合には、改めて当該都道府県知事等の許可を要するものとしている。

しかしながら、「自動車による食品の移動販売に関する取扱について」（平成 29 年 11 月 6 日付け薬生食監発 1106 第 2 号）にあるとおり、近年の衛生水準の向上及び移動販売の形態の多様化等の現状を踏まえ、関係都道府県等の間で、同水準の施設基準が確保されており、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱等について調整がなされている場合は、営業所等所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行うこととする取扱いとして差し支えない。

なお、自動車の移動販売（乳類販売、魚介類販売及び食肉販売）については、すでに、同一都道府県内であれば、新たに許可を取得しなくても、移動販売が営業できる取扱いとしている自治体があることは承知している。

【質疑・要望等事項】

農産物の生産者に対する権限の行使について

【内容（具体的に）】

農産物を栽培し、収穫し、出荷し、その対価を得ることを業とする者（農家）は、法第3条第1項の「採取」と「販売」を併せ営む食品等事業者と取り扱ってよろしいでしょうか。その場合、同事業者の事業所における採取以降の行為に係る部分は、食品衛生法第28条により臨検・検査の対象となる「営業の場所」「営業の施設」に含まれると解して良いでしょうか。また、営業の場所に含まれない場合同条の「その他の場所」に該当するとよろしいでしょうか。なお、ここでいう「出荷」の取引形態には、次の3つの場合を想定しています。ア直売所に陳列し自ら消費者へ販売する場合 イ販売業者に引き渡し対価を収受する場合 ウ卸売市場の卸売業者に販売を委託し、取引が成立した分の対価を収受し、卸売業者に手数料を支払う場合

【回答】

食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売する人は法第3条第1項の食品等事業者である。

なお、法第4条の規定に基づく「営業」には、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。

第28条については、「都道府県知事等は、必要があると認めるときについては、営業者その他関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。」としていることから、農産物を栽培し、収穫し、出荷し、その対価を得ることを業とする者（農家）が、販売を行う営業者である場合、都道府県知事等が必要と認めるときは、事務所、倉庫その他の場所においても必要な限度において臨検、収去等を実施できるとしている。

【質疑・要望等事項】

食品衛生法第6条に違反した場合の措置である同法第55条第1項に基づく営業の禁止又は停止をする際の理由付記の程度について

【内容（具体的に）】

食品衛生法第6条に違反した場合に、食品衛生法第55条第1項に基づく営業の禁止又は停止を行う際の一般的な理由付記の程度に関して、食品衛生法の主務省庁としての考え方を技術的助言として御教示ください。あわせて、食品衛生法第55条第2項に基づき厚生労働大臣が営業の禁止又は停止を行う場合の理由付記の程度について御教示ください。

質疑の背景 行政手続法第14条では、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合には、この限りではない。」とされ、その目的は「恣意的な処分を抑制する」または「対象者が争うための便宜を与える」ためとされています（最高裁 H23.6.7 判決）。この趣旨を踏まえた場合、付記すべき理由としては、①対象者の施設が提供（販売）した食品を原因とする食中毒が発生したと判断（推定含む）した理由、②対象施設に営業の禁止又は停止をすべき理由、などが考えられます。一方、食中毒処理要領では、「営業の禁止や停止といった措置は、できるだけ速やかに実施しなければならないとされ、原因食品及び原因施設がはじめて確認し得る場合はもちろん、一応推定しか出来ない場合、あるいは疑わしい場合においても、危害の拡大防止のため、必要にして十分な措置を直ちに講じなければならない。」としています。また、「営業者に対する行政処分は、食品衛生法第55条及び第56条の規定によって被害拡大防止対策、再発防止対策が完了するために必要十分な期間・範囲をとることが重要である。これらの処分を行う際には、当該営業者に対し、調査結果等を丁寧に説明するとともに、公益上、緊急に行政処分を行う必要がある場合を除き、行政手続法に基づき営業者に弁明の機会の付与等が行われること。」との記載もあります。「一応推定しか出来ない場合、あるいは疑わしい場合」などの状況で営業の禁止又は停止の処分を行う際は、前述した理由が十分に付記できないことが想定されます。このような中、前述の最高裁判決において「必要な理由付記の程度は、行政手続法の一般則によって決せられるのではなく、個別法の規定の解釈によって決まってくる。」との記載があること、食中毒処理要領中に行政手続法への対応についても記載があることから、質疑を提出させていただきます。

【回答】

説明資料8. 食中毒対策等（1）食中毒事案に伴う行政処分の手続を参照されたい。

【質疑・要望等事項】

民泊関係について

【内容（具体的に）】

農家民泊、イベント民泊、住宅宿泊事業の宿泊制度について、整理されたものがあれば、資料としていただきたい。

【回答】

○「農家民泊」は、「日本ならではの伝統的な生活体験と農山漁村の人々との交流を楽しむ滞在」という概念であって、法令上定義はなく、旅館業法の簡易宿所営業の許可を受けているものは「農家民宿（農林漁業体験民宿）」になる。農家民宿を営む場合は、旅館業許可の要件の一つである簡易宿所営業に係る客室延床面積の基準が適用除外とされる。農家民宿については、以下農林水産省HPに掲載されているので参照されたい。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/minsyuku.html

○イベント民泊は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（旧健康局生活衛生課）より、平成27年7月1日付事務連絡及び同年9月1日付事務連絡でお示ししているとおり、「①年数回程度（1回当たり2～3日程度）のイベント開催時であって、②宿泊施設の不足が見込まれることにより、③開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの」について、「旅館業」に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において、旅館業法に基づき営業許可なく、宿泊サービスを提供することを可能とするものである。イベント民泊については、以下厚生労働省HPに掲載されているので参照されたい。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/0000171350.pdf>

○住宅宿泊事業は、旅館業法に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間で180日を超えないものを指す。住宅宿泊事業の届出をした者は、旅館業に該当する住宅宿泊事業を、旅館業法上の許可を得ずに実施できる。住宅宿泊事業法については、以下観光庁HPに掲載されているので参照されたい。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/juutaku-shukuhaku.html>

【質疑・要望等事項】

旅館業法上の監視指導体制について

【内容（具体的に）】

6月から施行される住宅宿泊事業法の無届事業者への違反通報や監視指導における旅館業法上の対応について、具体的に示されたい。

【回答】

昨年12月に成立した改正旅館業法において、違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する取締り強化について盛り込んだところ。

具体的には、

- ①無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置を講じ、
- ②無許可営業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を2万円から50万円に引き上げる

こととした。

改正旅館業法は、住宅宿泊事業法と同じ本年6月15日から施行予定であり、住宅宿泊事業法の無届け事業者は、旅館業法違反として取り締まっていく。

